

医薬品の製造販売業者における三役の適切な業務実施に関する留意事項（案）

製造販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 92 条第 2 号及び第 3 号において、製造販売しようとする製品の品質管理及び製造販売後安全管理を適正に行うことが製造販売業者の遵守事項として定められていること、法令遵守は最優先事項の一つであること並びに品質管理及び製造販売後安全管理に関する法令遵守に関しては三役が中心的な役割を担うものであることなどを認識し、以下の点を踏まえ、適切な社内体制等を確保し、三役に必要な措置を講じさせること。

また、製造販売業者は、三役の責務を十分に理解し、総括製造販売責任者の意見等を尊重すること。

1 総括製造販売責任者に関する事項

(1) 総括製造販売責任者の職位等

製造販売業者は、総括製造販売責任者が品質管理及び製造販売後安全管理の責務を果たし、回収や添付文書の改訂等の措置について、必要な場合に速やかに製造販売業者に意見することができるよう、適切に職務上の位置付けを行うこと。

また、製造販売業者は、総括製造販売責任者が製造販売業者への速やかな意見、関連部門への円滑な情報提供並びに品質管理業務及び安全確保業務等に必要な人員や予算等の確保の要請等を行えるよう、原則として総括製造販売責任者を経営会議等に直接出席させること。ただし、社内の規定上、同会議に総括製造販売責任者を直接出席させることが困難である場合は、あらかじめ指定した者を総括製造販売責任者に代えて出席させることでも差し支えない。なお、総括製造販売責任者からの報告等、施行規則第 87 条第 2 号に基づく総括製造販売責任者の製造販売業者に対する文書による意見に該当しないものであっても、その記録を総括製造販売責任者に保管させることが望ましい。

(2) 総括製造販売責任者の要件

製造販売業者は、総括製造販売責任者が以下の要件を満たす者であることを考慮すること。

ア 第一種製造販売業にあつては、医薬品の製造販売業に係る薬事業務、開発業務、品質管理業務又は安全確保業務に3年以上従事した者であること。

イ 薬事法規、製品の特性、原材料の調達から製品の市場への出荷に至る業務プロセス、製造方法及び製造管理、品質管理業務並びに安全確保業務に関する総合的な理解力及び適正な判断力を有すること。

(3) 三役会議等の開催

総括製造販売責任者は、総括製造販売責任者、品質保証責任者、安全管理責任者及びその他関係者で構成される会議（いわゆる「三役会議」）の定期的な開催等を通じて、品質管理業務及び安全確保業務等の監督が円滑に行えるよう努めること。

2 三役体制に関する事項

(1) 三役の指揮命令

製造販売業者は、総括製造販売責任者が品質保証責任者及び安全管理責任者を適切に監督できるよう、職務上の位置付けを適切に行い、組織内の三役の指揮命令が機能する社内体制の整備に努めること。

(2) 三役の役割等の社内の理解

製造販売業者は、関連部門が三役の職務及び職責を理解し、三役と円滑に連携できるよう、三役の役割や権限を明確化し、社内に周知すること。

なお、具体的な対応としては、例えば、製造販売業者が三役を人事発令し、三役の役割や権限を社内に公示すること等が考えられる。

(3) 人的資源の確保

ア 製造販売業者は、GQP省令第4条第3項第3号及びGVP省令第4条第2項第3号又は第13条第2項第1号に基づき、品質管理業務又は安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者を、それぞれ品質保証責任者又は安全管理責任者に任命すること。また、製造販売業者は、三役の責務の遂行のために必要な教育訓練を継続的に行わせること。

さらに、製造販売業者は、安定的な人材確保の観点から、将来的な三役の候補となりうる人材の育成に努めること。

イ 製造販売業者は、施行規則第 92 条第 5 号、GQP 省令第 4 条第 2 項第 2 号並びに GVP 省令第 4 条第 1 項第 2 号及び第 13 条第 1 項等に基づき、三役が適正かつ公正に業務を遂行するために必要な人員を配置すること。

3 品質管理業務に関する事項

(1) 製造業者の職員個人の意図的な不正行為を想定した対応

製造販売業者は、総括製造販売責任者及び品質保証責任者に、製造業者の職員個人の意図的な不正行為を防止するための対策を検討させること。

なお、具体的な対応は、取り扱う医薬品の性質、製造業者の事業規模、製造業者との関係性等、個別の状況を踏まえて検討されるべきものであるが、製造販売業者と製造業者が同一法人又はこれに類する状況（以下「同一法人等」という。）である場合は、例えば、定期的な人事異動、内部通報制度の整備、製造区域への入退室管理、定期的なコンプライアンス（法令遵守）研修及び医薬品品質システムの積極的な活用等が考えられる。また、製造販売業者と製造業者が同一法人等でない場合は、製造販売業者は、製造業者の選定にあたり、当該製造業者における職員個人の意図的な不正行為を防止するための取組みの実施状況を考慮するとともに、当該取組みの推進を働きかけることが望ましい。

(2) 製造所に対する監査等

ア 製造販売業者は、GQP 省令第 7 条に定める製造業者との取決めに基づき、製造所における逸脱並びに品質に影響を及ぼすと思われる製造方法及び試験検査方法等の変更等の情報が製造業者から遅滞なく報告されていることを、GQP 省令第 10 条第 1 項に基づく製造所に対する製造管理及び品質管理の定期的な確認その他の機会を通じて適切に確認すること。

また、製造業者からそれらの情報が遅滞なく連絡されるよう製造所との連携を強化すること。

イ 製造所に対する定期的な確認の際には、当該製造所の逸脱報告数及び内容、製造方法及び試験検査方法の変更の有無並びにこれまでの実地の調査の有無やその結果等を踏まえ、必要な場合には、実地の調査を行うこと。

なお、製造業者が製造販売業者と同一法人等であって、製造業者の品質部門と製造販売業者の品質保証部門が同一又はこれに類する状況である場合にあっては、製造販売業者は、製造業者に対する管理監督機能を実効性あるものとするため、製造所に対する定期的な確認は、製造所の製造管理又は品質管理に係る業務を行っていない者に実施させること。

4 安全確保業務等に関する事項

(1) 安全管理情報の収集の範囲等

ア 製造販売業者は、以下の点について、製造販売後安全管理業務手順書に規定すること。

(ア) 医薬情報担当者だけでなく、その他安全管理情報を収集しうる関係者も製造販売後安全管理に関する業務に従事する者であること、医薬情報担当者等が安全管理情報を入手した場合は、当該情報を安全管理統括部門等に報告する必要があること。

(イ) 医薬関係者から通常寄せられる自発的又は積極的な有害事象に係る情報だけでなく、臨床研究及び医薬関係者を対象としたアンケートの結果等により得られた安全管理情報についても、安全管理統括部門等に報告する必要があること。

(ウ) (ア) 及び (イ) について、具体的に報告が必要な範囲及びその報告手順。

イ 製造販売業者は、指定した者に、教育訓練計画に基づきアの内容を含む医薬情報担当者等への教育訓練を行わせること。なお、効果的な教育訓練の方法としては、例えば、e-ラーニング、教育訓練を担当する部門等によるテレビ又は電話会議若しくは集合研修等が考えられる。

また、製造販売業者は、医薬情報担当者等が教育訓練の内容を理解していることを確認させるとともに、その結果を安全管理責任者に対して報告させ、必要に応じて、安全管理実施部門等に業務改善を行わせること。

(2) 職員個人の意図的な不正行為を想定した対応

製造販売業者は、総括製造販売責任者及び安全管理責任者に、職員個人の意図的な不正行為により安全管理情報の報告が行われないことを防止するための必要な対策を検討させること。

なお、具体的な対応は、取り扱う医薬品の性質、これまでの副作用等の報告状況等、個別の状況を踏まえて検討されるべきものであるが、例えば、内部通報制度の整備及び副作用等報告の遅延や不正行為に係るこれまでの事例等を含むコンプライアンス（法令遵守）研修等が考えられる。

(3) 営業所等の点検

製造販売業者は、総括製造販売責任者及び安全管理責任者に、副作用等の報告漏れを防止するための営業所等への点検方法を検討させること。

なお、具体的な対応は、これまでの副作用等の報告状況等、個別の状況を踏まえて検討されるべきものであるが、例えば、優先順位や対象範囲等に留意しつつ、安全管理統括部門等の職員を営業所等に直接訪問させること、営業所等の責任者や医薬情報担当者等に対するインタビューを実施させることなどにより、安全確保業務等の実施状況を確認させることが考えられる。